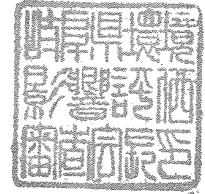


(写)

環影第5号
令和7年7月9日

岐阜県知事 江崎 禎英 様

岐阜県環境影響評価審査会
会長 神谷 浩二



「中部総合車両基地北側発生土置き場ほかにおける環境の調査及び影響
検討の結果について」に対する意見書について

令和6年12月20日付けで東海旅客鉄道株式会社から岐阜県に提出があった「中
部総合車両基地北側発生土置き場ほかにおける環境の調査及び影響検討の結果につ
いて」に対して、当審査会の意見は別紙のとおりです。

「中部総合車両基地北側発生土置き場ほかにおける環境の調査及び影響検討の結果について」に対する岐阜県環境影響評価審査会意見

本審査案件については、中津川市千旦林地域内の中部総合車両基地の北側において、約 12ha の土地開発を行い、新たに約 30 万立米の要対策土を含む約 96 万立米の発生土置き場を設置する工事（以下、「基地北側発生土置き場計画」という。）及び同基地内において約 10 万立米の要対策土による造成工事が計画されている。（以下、これら二つの工事を「本工事」という。）

基地北側発生土置き場計画では、高さ 30m の盛土内に、要対策土を二重遮水シートで封じ込めることになっており、本工事の滲出水を含む工事排水は、計画地に隣接する農業用ため池に排水される計画となっている。

事業者においては、こうした点を踏まえ、以下の事項について十分に検討したうえで、具体的な環境保全措置について地域住民に丁寧に説明されたい。

I 総括的事項

- 1 本工事により封じ込めを行う要対策土については、農業用ため池の上流部に恒久的に存在することになるため、その管理にあつては事業者が責任をもって行うこととし、搬入された要対策土の量、性状、対策状況等について地域住民等へ継続的に周知するなど、配慮すること。
- 2 本工事の工事中及び供用後において、地域住民の生活環境に対する不測の問題が発生した際は、関係機関との迅速かつ緊密な情報共有のもと、地域住民へ情報を開示するとともに、徹底した調査のうえ、適切な対策を講じること。
- 3 本工事において、搬入を予定している要対策土の搬出元が中津川市内であることを明確にするとともに、各搬出元からの発生土量及び性状（自然由来の重金属の種類、酸性化可能性）を十分な調査と事前予測により把握したうえで、必要な処理計画を、「中部総合車両基地北側発生土置き場ほかにおける環境の調査及び影響検討の結果について」（以下「影響検討書」という。）に明記すること。
- 4 要対策土の発生土量が、本工事における搬入可能量を下回る場合においても、盛土の安定性を確実に維持する計画とするとともに、搬入可能量を上回る場合の対応についても検討し、影響検討書に明記すること。

II 個別事項

1 大気質

要対策土の運搬、造成に当たっては、飛散流出防止に係る環境保全措置を計画し、今後提出する本工事に関する環境保全についての報告書（以下、「環境保全計画書」という。）に明記すること。

2 水質・地下水

- (1) 本工事計画地の周辺において、影響範囲を想定したうえで、表流水及び地下水の利用（以下「水利用」という。）の状況について、地域住民等へのヒアリング等により実態（農業用水の取水位置、飲用の有無等）を把握し、その結果を影響検討書に明記すること。
- (2) 以下の点を考慮の上、適切なモニタリング体制を構築し、環境保全計画書に明記するとともに、モニタリングの結果については年度ごとにとりまとめて公表すること。
 - ①地下水、地表水、地質の状態、シート外暗渠管の敷設状況、周辺の井戸利用状況などを考慮するとともに、二重遮水シートの破損等の異常事態も想定した上でモニタリング位置を選定すること。
 - ②選定したモニタリング位置については、工事排水の放流地点、農業用水の取水位置等の水利用地点との位置関係を明確にすること。
 - ③モニタリングにおいてバックグラウンド値と比較した数値の変動や、水質汚濁に係る環境基準を超えるような場合など、異常が生じた場合の対応について、あらかじめ検討すること。
 - ④本工事の完了後に実施するモニタリングについては、水利用への影響を捉えられるよう、根拠を持って適切な期間を設定すること。
- (3) 豪雨時を含め、本工事から発生する工事排水による水利用への影響を回避、低減するため、滲出水処理設備及び濁水処理設備による確実な処理及び土砂流出防止措置等の対策を計画し、環境保全計画書に明記すること。

3 土壌

雨水による暴露によって酸性化可能性があるため、造成中の要対策土上部へのシート掛けにより、降雨等にさらさないような環境の中での造成に努めるとともに、事前予測によりモニタリングの必要性、異常時の対応を検討し、環境保全計画書に明記すること。

4 騒音・振動

騒音・振動については、近隣住家に対する予測値、発生頻度、期間等について定量的な予測結果を影響検討書に明記すること。

5 地盤

- (1) 盛土の安定性について、本工事計画地の地盤、地下水の状況や遮水シートなどの異種材料による影響を勘案したうえで、必要な保全措置を影響検討書に明記すること。

また、封じ込める要対策土の発生土量、土質が変化した場合には、盛土の安定性について、随時見直し精度を高めること。

- (2) 本工事の工事中において、集水槽や滲出水処理設備の処理能力を超える豪雨が発生した際に、一時的に要対策土内に雨水を貯留する計画については、盛土の安定性について専門家に確認するなど確実な評価を実施し、結果を影響検討書に明記すること。

6 動物・植物・生態系

- (1) 現地調査の実施にあたっては、希少種の生育環境を考慮した適切な時期、場所を選定して実施するとともに、希少種が確認され、生育環境が保全されない場合には、専門家に確認した上で環境保全措置を検討し、環境保全計画書に明記すること。
- (2) 本工事によるオオタカへの影響について引き続き調査を実施し、営巣の妨害等の影響が確認された場合には、工事を一時中断するなど対応を計画し、環境保全計画書に明記すること。
- (3) 生態系への影響は、本工事の完了後、期間が経過した後に現れることがあるため、長期的な視点でモニタリングを計画し環境保全計画書に明記すること。

7 触れ合い活動の場

触れ合い活動の場について、ヒアリングの実施時期、対象、ヒアリング結果を影響検討書に明記すること。

8 文化財

本工事の工事中において、生息場所が定まらない天然記念物（例えば、カモシカ、ヤマネ、オオサンショウウオ、ネコギギ、イタセンパラ等）や土器等の遺物が発見された場合には、即時工事を中断し、中津川市文化財担当部局へ連絡し、協議を行うこと。

9 景観

コンピュータグラフィックスを用いて、近景や、上空からの予想図など、景観の変化をできる限り詳細に影響検討書において示すこと。